

**令和 8 ～ 9 年度
公立宍粟総合病院医事業務に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、公立宍粟総合病院における「令和 8 ～ 9 年度公立宍粟総合病院医事業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル「以下「プロポーザル」という。」方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的

公立宍粟総合病院における患者対応業務、診療報酬請求業務をはじめとする医事関連業務を、専門的知識と経験並びに実績を有する業者に委託することにより、当該業務が円滑かつ効率的に遂行されるとともに、良質な医事業務の提供やレセプト請求業務の精度向上、患者サービスの向上により、適正な事業収入の確保を図ることを目的に、専門性が高い医事業務等の一部を外部事業者委託により実施する。

(2) 件名

公立宍粟総合病院医事業務

(3) 業務内容

別紙「公立宍粟総合病院医事業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(4) 事業規模（契約上限額の目安）

総額 172,071 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

令和 8 年度上限額 89,774 千円、令和 9 年度上限額 82,297 千円

※本業務の契約締結にかかる上限額の目安であり、予定価格については別途算定する。

(5) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで

ただし、本契約は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約として契約を行うものであり、契約の翌年度以降において、本委託における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定委託料総額未滿に削減された場合は、契約を変更又は解除することがある。

また、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を発注者に対して請求できない。

なお、契約締結日以降、令和 8 年 3 月 31 日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、業務実施のための調査、業務引継ぎ、医療情報システムの教育研修等、業務遂行に当たって必要な準備を行うものとする。この期間に係る経費は受託者の負担とする。

(6) 履行場所

公立宍粟総合病院（兵庫県宍粟市山崎町鹿沢 93 番地）

(7) その他

本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

複数年度契約

宍粟市契約規則（平成 17 年規則第 41 号）の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙「業務委託契約書（案）」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が「宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

4 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 公募開始日から契約締結の日までの期間において、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についてもを受けていないこと。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

エ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。

オ 宍粟市暴力団排除推進条例第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号に該当しない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

キ 宍粟市入札参加資格者名簿に登録されている者で、物品(医療)・役務「医事受付業等」に登録している者。ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。

(2) 配置予定担当者要件

別途仕様書に定めるものとする。

5 スケジュール

事項	予定日	備考
公募開始（市HP掲載）	令和7年11月4日（火）	
質問受付期限	令和7年11月11日（火） 午後5時必着	
質問に対する回答	令和7年11月17日（月） 午後3時以降	
参加申請書提出期限	令和7年11月20日（木） 午後5時必着	
参加資格審査及び1次審査（書類審査）	令和7年11月21日（金）	
参加資格審査結果通知	令和7年11月26日（水）	
企画提案書類の提出期限	令和7年12月8日（月） 午後5時必着	
2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等による最終審査）	令和7年12月18日（木）	（予定）
受託候補者選定結果通知	令和7年12月26日（金）	（予定）

6 提出資料等

- （1）本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び宍粟市契約規則他の関係法令を理解・遵守の上で、以下の提出資料を期限までに提出することとする。各様式については公告に定めた様式とする。

番号	提出書類名	様式	提出部数	提出期限	提出方法
1	質問書	1	1	令和7年11月11日（火） 午後5時まで	電子メール 又は FAX
2	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書	2	1	令和7年11月20日（木） 午後5時まで	持参又は郵送
3	業務実績調書	3	1		
4	公募型プロポーザル資料送付書	4	1	令和7年12月8日（月） 午後5時まで	持参に限る
5	業務体制表	任意	9		
6	企画提案書	任意	9		
7	見積書	5	9		
8	提出データCD-R	—	1	—	持参又は郵送
9	辞退書	6	1		

(2) 提出方法

原則、上記の提出方法によること。郵送による場合は、郵便書留又は簡易書留郵便によること。持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする（正午から午後 1 時までを除く。）。

7 質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和 7 年 11 月 11 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書」（様式 1）により電子メール又は FAX にて提出すること。いずれの場合も質問書の提出後に電話で必ず到着確認を行うこと。なお、電話、来訪などによる口頭での質問は受付けない。

電子メールによる提出の場合は、「公立宍粟総合病院医事業務について」と表題を記載すること。

(3) 提出先

公立宍粟総合病院 医事企画課

F A X : 0790-62-2567

電子メール : sogobyoin@city.shiso.lg.jp

(4) 回答方法と内容

受け付けた質問事項に対する回答は、令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 3 時以降、宍粟市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

※宍粟市ホームページ URL <https://www.city.shiso.lg.jp>

質問した業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

8 提出書類等

(1) 公募型プロポーザル参加申請書等

参加意向のある者は、「公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式 2）」及び「業務実績調書（様式 3）」を下記の方法により提出すること。なお、業務の実績については契約関係書類の契約期間、発注者、業務内容等が確認できるページの写しを添付すること。

ア 提出期限

令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 5 時（必着）

イ 提出先

〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢 93 番地

公立宍粟総合病院 医事企画課

電話 : 0790-62-2410

(2) 公募型プロポーザル資料送付書等

資料番号 5 ～ 7 までの資料については、提出部数 9 部（正本 1 部・副本 8 部）のうち、正本 1 部は会社名等を記載し、副本 8 部については、記名せず、事業者名や事業者を特

定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。提出資料中、提出者を特定できる箇所には発注者において黒塗りをする場合がある。

ア 企画提案書について

- ① 企画提案書はA4版とし、可能な限り両面とすること。（図面等一部A3も可）
- ② 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付すこと。企画提案書の枚数は、20ページ以内とすること。
- ③ 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記述すること。文章を補完するためのイラスト、イメージ図を使用してもよい。
- ④ 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- ⑤ 企画提案書は、別紙「公立宍粟総合病院医事業務委託仕様書」の内容を踏まえ、提案書に記述すること。⑧に審査項目を示すので、参考とすること。
- ⑥ 企画提案書には、イメージ図、詳細図、企画ポイント、運用方法等を明瞭に記載すること。
- ⑦ 企画提案書は文書であることを原則として、基本的な考え方を簡潔に記述することとし、文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。様式は問わない。提案内容を20ページ以内にまとめ、表紙、目次を付けて、ページ下部にはページ番号を付すこと。表紙、目次は上記のページ数には含めない。
- ⑧ 審査項目

提出された提案書の審査項目は、次のとおりとする

審査項目	
1 同種・類似業務の実績	業務実績
2 委託業務に関する基本的運営方針	適正かつ確実な業務の遂行
	患者サービスの向上
	適正な収益の確保と業務の効率化等
3 委託業務の実施体制	統括責任者・副統括責任者の配置
	業務従事者の配置
	業務従事者の管理体制
	業務従事者の支援体制
4 職員の教育研修体制	教育研修体制
	情報セキュリティ
5 受託業務に対する提案	業務内容に対する具体的提案
6 アピールポイント	企画提案における独自提案等
7 見積価格	見積価格

イ 提出期限

令和7年12月8日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先

兵庫県宍粟市山崎町鹿沢93番地

公立宍粟総合病院 医事企画課 ※持参に限る

（3）提出資料のデータ提出

審査資料（資料番号4～7）のデータを保存したCD-Rとすること。

(4) その他の注意事項

- ア 提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
- イ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ウ 企画提案書の提出後に本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

9 参加資格決定通知

すべての参加申請者に対し、令和7年11月26日（水）（予定）までに、様式2に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。

10 選定に関する事項

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から企画提案等を受け、評価点が最も高い者を「優先交渉権者」として選定する。

なお、参加者が1者の場合であっても本プロポーザルは実施するものとし、この実施要領に定める手続きにより「優先交渉権者」を選定することができるものとする。

選定に当たっては、選定委員会にて審査を行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリング、並びに選定委員会の審査は、会議の公平性の確保及び円滑な運営のため「非公開」とする。

(1) 1次審査（書類選考）

- ア 発注者は、「4参加資格等（1）資格要件」を満たすことが確認できた者に対し、参加資格の確認結果の通知とともに、2次審査に参加できる者に対して企画提案書提出要請書を電子メールにて送付する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ア 実施場所・日時等

- ① 開催日・場所（予定）

日時：令和7年12月18日（木）

場所：公立宍粟総合病院（兵庫県宍粟市山崎町鹿沢93番地）

病院別棟 3階 講堂

※その他詳細については、後日、事務局より通知する。

- イ 実施方法

- ① 提案者による提出書類の説明20分以内（プロジェクター使用等によるプレゼンテーション）と選定委員会による20分程度のヒアリングを行う。
- ② プレゼンテーションは、本業務に従事する者が、提出された企画提案書により行うものとし、各自で用意したパソコンを用いて説明すること。なお、パソコン操作者の発言は認めない。また、追加資料等の配付は認めない。ただし、技術提案書に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）、ビデオプロジェクターを使用することは可とする。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、エリア責任者、本業務に従事予定の統括責任者又は副統括責任者、各業務従事者のうちの2名及びパソコン操作者1名以内の合計6名以内とする。
- ④ 提出された企画提案書を基に、実際に現場を担当する統括責任者等を中心に、自社の病院医事業務に対する能力や実績、熱意等及び企画提案の詳細、見積金額等についてヒアリングを行う。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリング順は、企画提案書類の提出のあった者から、事務局のくじ引きにより順番を決定する。

ウ その他留意事項

- ① 参加者は、感染症対策のため、マスクを着用すること。また、病院入口にて手指消毒を行うこと。
- ② 参加者は、当日はあらかじめ検温を行った上で来院すること。またその結果、37.5度以上の体温があった場合又は咳等の体調不良の症状がみられた場合は、プレゼンテーション及びヒアリングには参加できないものとする。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングに遅刻した場合又は出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- ④ スクリーン、プロジェクター、ケーブル、延長コード及びHDMI オス→VGA 変換アダプタは、当院のものを使用し、パソコンは提案者が用意すること。なお、当院の回線を使つてのインターネットへの接続は不可とする。
- ⑤ 審査は、公平を保つため、会社名を伏せて実施する。このため、説明時に自社の社名や、社名を連想させる事項を発言しないこと。また、会社名が特定できるような衣類やバッジ等を身に着けないこと。
- ⑥ プレゼンテーションの参加者及び関係者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ⑦ 2次審査を辞退する場合は、速やかに辞退書（様式6）を市に提出すること。

（３） 企画提案の審査及び評価方法

- ① 企画提案の審査は、選定委員会が行う。
- ② 企画提案の評価は、提出された企画提案の提案に求める内容ごとに審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングで確認した後に評価を行い、（別表１）審査項目及び配点表に定める配点を与える。
- ③ 配点は、出席した委員が評価した項目ごとの評価点を数値化して採点し、合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。
- ④ 提案者の項目ごとの評価点から価格の評価点を除いた評価点の合計が、70点の60%に満たない場合は、当該提案者は失格とする。

（４） 優先交渉権者の決定

- ① 各評価項目の合計点数が最も高い者について、優先交渉権者としてふさわしいかを選定委員会に諮り、認められた者を優先交渉権者として決定する。なお、評価点の合計点数の最も高い者が2者以上ある場合は、このうち見積価格が最も低い者を優先交渉権者とする。また、見積価格も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

（５） 選定結果の通知等

ア 選定委員会による選定終了後、宍粟市ホームページにて公表するとともに、2次審査参加者全員に文書による通知を行う。

なお、本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。

- ① 最終審査を行った企画提案者の名称（五十音順）
- ② 優先交渉権者の名称
- ③ 企画提案者の評価点（優先交渉権者及びその他の提案者（合計点の高い順に、A者、B者等とアルファベット表記する。なお、参加者が2者の場合は、次点者の評価点は公表しない。））

イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について上記アの通知日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く）に書面（任意様式）により、

市長に説明を求めることができる。なお、非特定理由については、当該応募者の非特定理由及び評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

(6) 契約

- ア 優先交渉権者と発注者が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。
- イ 仕様書の内容は、公立宍粟総合病院医事業務委託仕様書及び2次審査において提案された内容が基本となるが、発注者との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合がある。
- ウ 優先交渉権者と発注者との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、順位が次点の者と協議を行うこととする。

(7) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、宍粟市契約規則第30条に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

11 その他注意事項

- (1) 関係書類の作成及び提出、本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。また、関係書類に記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等の場合を除き、変更することができない。
- (5) 参加申請後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書（様式6）により、市に提出すること。
- (6) 業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。
- (7) 無効となるプロポーザル
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ プレゼンテーションを欠席した場合、又は指定した時間に遅れた場合
 - オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - カ 公告日から最終審査結果の通知が終了するまでの期間、審査委員に直接又は間接を問わず本件に関し故意に接触した場合
 - キ 同一提案者が2件以上の企画提案書を提出した場合

(8) 失格となるプロポーザル

ア 審査基準で設定する基準点を下回った場合

(9) 個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(10) 守秘義務

受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。

(11) 提出された書類の著作権

提出された書類の著作権は、当該書類を作成した者応募者に帰属する。ただし、市が本業務に関する報告、公表等、受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(12) 情報公開

提出された書類は、宍粟市情報公開条例（平成 17 年条例第 17 号）に基づき公開する場合がある。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示とする。

12 提出先、問合せ先

〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢 93 番地

公立宍粟総合病院 医事企画課

電話：0790-62-2410

F A X：0790-62-2567

電子メール：sogobyoin@city.shiso.lg.jp

別表 1

審査項目及び配点表

審査項目		配点
1 同種・類似業務の実績	業務実績	5
2 委託業務に関する基本的運営方	適正かつ確実な業務の遂行	5
	患者サービスの向上	
	適正な収益の確保と業務の効率化等	
3 委託業務の実施体制	統括責任者・副統括責任者の配置	15
	業務従事者の配置	
	業務従事者の管理体制	15
	業務従事者の支援体制	
4 職員の教育研修体制	教育研修体制	10
	情報セキュリティ	
5 受託業務に対する提案	業務内容に対する具体的提案	10
6 アピールポイント	企画提案における独自提案等	10
7 見積価格	見積価格	30

- 提案者の項目ごとの評価点から価格の評価点を除いた評価点の合計が 70 点の 60% に満たない場合は、当該提案者は失格とする。